

個人番号（マイナンバー）の利用及び収集について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下「番号法」という）の施行により 2016 年 1 月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始されました。

共済組合では、番号法に規定されている個人番号利用事務実施者として、2017 年 1 月から組合員・任意継続組合員及び被扶養者のみなさんのマイナンバーを収集し、2017 年 7 月以降、地方公共団体等との情報連携にマイナンバーを利用する予定です。

主な利用目的

被扶養者の認定事務における、住民票や所得証明書等の添付書類の省略
短期給付の支給に関する事務における、他の法令との併給調整
貯金事業における非課税制度に関する事務
年金である保険給付あるいは一時金の支給等に関する事務

マイナンバーの収集

- ・ 2017 年 1 月 1 日時点において共済組合の組合員及び被扶養者の資格を有する人（1 月 1 日資格取得者を除く）のマイナンバーを、所属所から一括して提供していただくことにより収集します。
- ・ 2017 年 1 月 1 日以降に組合員及び被扶養者の資格を新たに取得する人のマイナンバーは、各種届等にマイナンバーを記入していただくことにより収集します。

共済組合では、個人番号の収集、利用にあたり、個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針や規程等を定め、慎重かつ安全な取扱いに努めていきますので、皆様のご理解をお願いします。



◆個人番号に関するお問合せ先◆

大分県市町村職員共済組合

TEL 097-532-1531

短期給付に関すること

保険福祉課 保険係

被扶養者の認定に関すること

総務課 経理係

貯金事業等福祉事業に関すること

保険福祉課 福祉係

年金に関すること

年金課

その他

総務課 庶務係